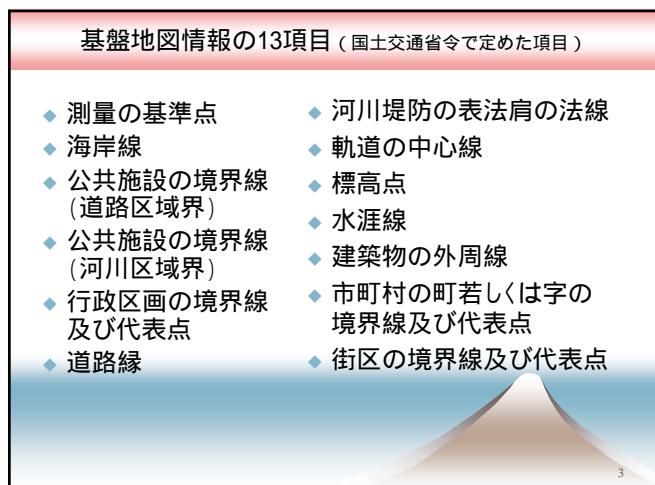


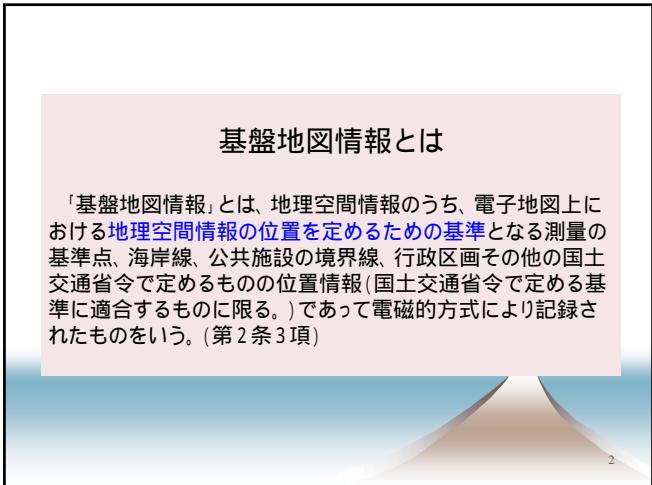
中国地方における 基盤地図情報の活用推進について

平成21年12月11日
国土地理院 中国地方測量部



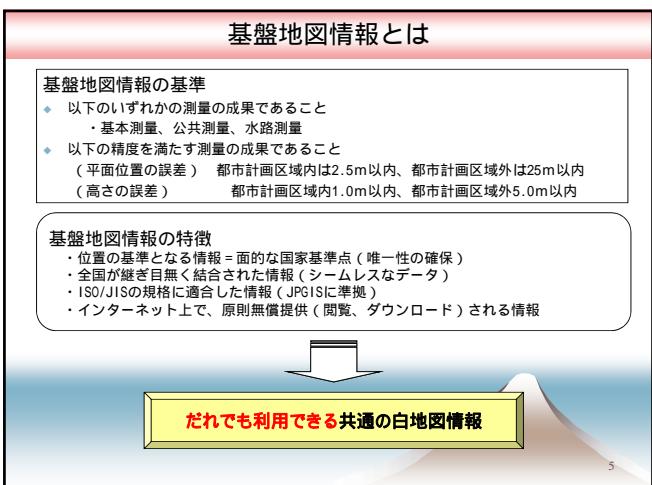
基盤地図情報の13項目（国土交通省令で定めた項目）

- ◆ 測量の基準点
 - ◆ 海岸線
 - ◆ 公共施設の境界線
(道路区域界)
 - ◆ 公共施設の境界線
(河川区域界)
 - ◆ 行政区画の境界線
及び代表点
 - ◆ 道路縁
 - ◆ 河川堤防の表法肩の法線
 - ◆ 軌道の中心線
 - ◆ 標高点
 - ◆ 水涯線
 - ◆ 建築物の外周線
 - ◆ 市町村の町若しくは字の
境界線及び代表点
 - ◆ 街区の境界線及び代表点



基盤地図情報とは

「基盤地図情報」とは、地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報(国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)であって電磁的方式により記録されたものをいう。(第2条3項)



基盤地図情報とは

基盤地図情報の基準

- ◆ 以下のいずれかの測量の成果であること
 - ・基本測量、公共測量、水路測量
 - ◆ 以下の精度を満たす測量の成果であること
 - (平面位置の誤差) 都市計画区域内は2.5m以内、都市計画区域外は25m以内
 - (高さの誤差) 都市計画区域内1.0m以内、都市計画区域外5.0m以内

基盤地図情報の特徴

- ・位置の基準となる情報：面的な国家基準点（唯一性の確保）
 - ・全国が継ぎ目無く結合された情報（シームレスなデータ）
 - ・ISO/JISの規格に適合した情報（JPGISに準拠）
 - ・インターネット上で、原則無償提供（閲覧、ダウンロード）される情報

